第19号議案

東京二十三区清掃一部事務組合の規約変更について 上記の議案を提出する。

平成19年2月20日

提出者 足立区長 鈴木恒 年

東京二十三区清掃一部事務組合の規約変更について 東京二十三区清掃一部事務組合の規約を下記のとおり変更する。

記

東京二十三区清掃一部事務組合規約の一部を変更する規約 東京二十三区清掃一部事務組合規約(平成十二年二月二十一日東京都 知事許可)の一部を次のように変更する。

第九条第一項中「、副管理者二人及び収入役一人」を「及び副管理者 二人」に改め、同条第四項を削る。

第十条第一項中「、副管理者及び収入役」を「及び副管理者」に改め、 同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第一項」の下に「及 び前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を 加える。

3 前条第一項に定めるもののほか、会計管理者一人を置く。 第十一条中「副管理者及び収入役」を「副管理者」に改める。

附則

この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、東京二十三区清掃一部事務組合規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第290条の規定に基づき、この案を提出いたします。